

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する
修正案

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第一項の改正規定中「よる」に「の下に」、「行うものとする」を「行わなければならない」に「を加える。

第八条第二項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同条を第九条とする改正規定を次のように改める。

第八条第一項中「指定することができる」を「指定しなければならない」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項に規定する」を「前項の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項に規定する」を「第三項の規定による」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、

同条第九項中「第六項」を「第五項」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、同項を同条第八項とし、同条を第九条とする。

第六条第一項の改正規定中「第二十七条」の下に「、指定することができる」を「指定しなければならぬ」に「を」を加え、同条第二項の改正規定中「改め」の下に「、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし」を加え、同条第五項の改正規定中「改め」の下に「、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし」を加える。